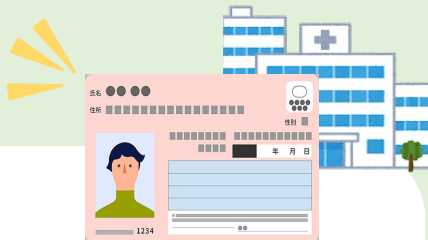


組合員証（保険証）の廃止について

令和7年12月1日をもって組合員証が廃止となります。
令和7年12月2日以降に保険医療機関等を受診する際は、以下のとおりマイナ保険証又は資格確認書により受診してください。

＜すでにマイナ保険証の利用登録が完了している方＞

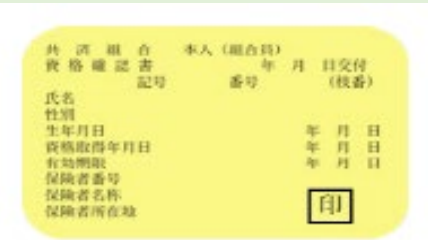


「マイナ保険証」にて受診してください。

ご自身がマイナ保険証の利用登録されているかどうかの確認方法：マイナポータル内の健康保険証をタップし、資格情報にご自身のお名前、生年月日等が表示されていることと、保険者名が農林水産省共済組合であればマイナ保険証の利用登録が完了していることになります。）

～マイナ保険証関係参考サイト(厚生労働省HP)～
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

＜マイナンバーカード不保持者、マイナ保険証の利用登録が完了していない等の方＞



「資格確認書」にて受診してください。

マイナンバーカード不保持者等の方で資格確認書をお持ちでない方については、令和7年11月25日以降に資格確認書を所属所共済事務担当者を通じてお渡しします。

廃止後の組合員証の取扱いについて

令和7年12月2日以降、組合員証は使用できません。組合員証の回収はいたしませんのでハサミで切断し速やかに廃棄をお願いします。

なお、令和7年12月1日までに、退職等により組合員の資格を喪失した場合及び改姓をした場合等は、組合員証の回収が必要ですので、所属所共済事務担当者まで確実にお渡しください。

その他の証の取扱いについて

○限度額適用認定証、高齢受給者証

従前の取扱いから変更はありません。引き続きご使用いただき有効期限が切れた証は、所属所共済事務担当者を通じてご返却ください。

○特定疾病療養受療証

従前の取扱いから変更はありません。引き続きご使用いただけます。

記載内容に変更が生じた場合は、証の再交付申請お願いいたします。

また、使用の見込がなくなった場合などは所属所共済事務担当者を通じてご返却ください。

よくある質問

Q1

保健医療機関等に受診する際、マイナ保険証（マイナンバーカード）を持参するのを忘れました。医療費の支払いはどうなるのでしょうか。

保健医療機関に受診する際にマイナ保険証を忘れた場合、組合員証と同じ取扱いとなります。医療費を一旦10割負担し、後日7割を共済組合へ療養費として請求いただくことが原則となりますが、受診した保健医療機関の窓口の指示に従ってください。

Q2

マイナンバーカードによる組合員証（保険証）の利用登録の情報を確認したい場合はどうすればよいのでしょうか。

マイナポータルにログインし、マイナポータル内の健康保険証の画面で確認することができます。

マイナポータルへのアクセス、健康保険証画面はこちら→



Q3

マイナ保険証を持っている場合、資格確認書は交付されないのですか。

マイナ保険証を持っている方は、マイナ保険証により保険医療機関等を受診できますので、資格確認書の交付は行いません。